

ゴラン高原国際平和協力業務の実施の結果

平成 2 5 年 5 月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

ゴラン高原国際平和協力業務の実施の結果

1 派遣の経緯

昭和23（1948）年のイスラエル国建国以来、4次にわたる中東戦争を経て続いていたイスラエル国とシリア・アラブ共和国（以下「両国」という。）との間の紛争については、昭和49（1974）年5月に両国間で兵力引き離し協定が締結された。これを受けて、国際連合安全保障理事会決議第350号に基づき、国際連合平和維持活動として、シリア・アラブ共和国南西部のゴラン高原地域における両国間の停戦監視及び両軍の兵力引き離し等に関する合意の履行状況の監視を任務とする国際連合兵力引き離し監視隊（以下「UNDOF」という。）が設立され、昭和49（1974）年6月より活動を開始した。国際連合安全保障理事会は、UNDOFの設立以降、約半年ごとに活動期間を更新してきており、平成24（2012）年12月にその活動期間を平成24（2012）年12月31日から平成25（2013）年6月30日まで6か月延長することを決定し、平成25（2013）年3月31日現在で各国（インド、オーストリア、フィリピン等）から派遣された917名の要員及び国際連合職員等が活動している。

我が国に対しては、司令部業務分野及びUNDOFの活動に必要な食料品等の日常生活物資等の輸送等の後方支援分野への要員の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNDOFについてそ

れらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に対し人的な貢献を積極的に果たしていくため、平成7（1995）年12月15日、国際連合の要請に応じて「ゴラン高原国際平和協力業務の実施について」及び「ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成7年政令第421号）」の閣議決定を行い、平成8（1996）年1月15日にゴラン高原国際平和協力隊を設置した。その後、UNDOFの活動期間の延長を受けてゴラン高原国際平和協力隊の派遣期間も当初平成8（1996）年8月31日までとなっていたものを逐次延長し、平成25（2013）年3月31日までとした。

我が国は、以上の経緯をもって、司令部要員により司令部業務分野における国際平和協力業務を実施するとともに、自衛隊の部隊等により輸送等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国のUNDOFに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

2 ゴラン高原国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 司令部業務の概要

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成8（1996）年2月1日以降、第1次要員として軽部真和3等陸佐以下2名、第2次要員として岩村公史3等陸佐以下2名、第3次要員として辻本正彦3等陸佐以下2名、第4次要員として原田智総3等陸佐以下2名、第5

次要員として腰塚浩貴 3 等陸佐以下 2 名、第 6 次要員として高木勝也 3 等陸佐以下 2 名、第 7 次要員として小橋史行 3 等陸佐以下 2 名、第 8 次要員として垂水達雄 3 等陸佐以下 2 名、第 9 次要員として足立吉樹 3 等陸佐以下 2 名、第 10 次要員として前島政樹 3 等陸佐以下 2 名、第 11 次要員として田浦尚之 3 等陸佐以下 2 名、第 12 次要員として牧野雄三 3 等陸佐以下 2 名、第 13 次要員として中村和志 3 等陸佐以下 2 名、第 14 次要員として服部真之介 3 等陸佐以下 3 名、第 15 次要員として岡田豊 3 等陸佐以下 3 名、第 16 次要員として六反洋一郎 3 等陸佐以下 3 名及び第 17 次要員として井上雄一郎 3 等陸佐以下 3 名が、それぞれ約 1 年間の任期で現地に派遣され、第 17 次要員は平成 25（2013）年 1 月 17 日に帰国した。

これらの司令部要員は、UNDOF の司令部要員の一員として、輸送及び重機材整備の業務に関する企画及び調整の業務並びに UNDOF の活動に関する広報の業務を行うとともに、平成 8（1996）年 7 月 5 日以降、これらの業務に加えて、重機材以外の物品の整備、物資の調達、保管及び給食の業務に関する企画及び調整の業務並びに UNDOF の活動に関する予算の作成の業務を実施した。

さらに、UNDOF 司令部の業務の合理化及び機能強化を目的とした組織改編が平成 18（2006）年 6 月 1 日に行われたことに伴い、司令部要員の従来業務に加えて、UNDOF の用に供する施設等の建設、同施設に係る防火及び消火並びに UNDOF の活動に必要な通信に関する企画及び調整の業務を実施した。

(2) 輸送等の後方支援業務の概要

UNDOF の活動に必要な後方支援業務は、我が国の部隊及びインドの部隊（平成 18（2006）年 3 月 24 日までは、カナダの部隊）か

らなる約 220 名の後方支援大隊により行われた。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成 8（1996）年 2 月 1 日以降、第 1 次隊として佐藤正久 3 等陸佐以下 43 名、第 2 次隊として角南良児 3 等陸佐以下 43 名、第 3 次隊として本松敬史 3 等陸佐以下 43 名、第 4 次隊として正木幸夫 3 等陸佐以下 43 名、第 5 次隊として佐藤正典 3 等陸佐以下 43 名、第 6 次隊として武藤祥二 3 等陸佐以下 43 名、第 7 次隊として堀切光彦 3 等陸佐以下 43 名、第 8 次隊として秋葉瑞穂 3 等陸佐以下 43 名、第 9 次隊として池田和典 3 等陸佐以下 43 名、第 10 次隊として鬼頭健司 3 等陸佐以下 43 名、第 11 次隊として古庄信二 3 等陸佐以下 43 名、第 12 次隊として佐々木俊哉 3 等陸佐以下 43 名、第 13 次隊として富樫勇一 3 等陸佐以下 43 名、第 14 次隊として浅野正尚 3 等陸佐以下 43 名、第 15 次隊として近藤力也 3 等陸佐以下 43 名、第 16 次隊として吉浦健志 3 等陸佐以下 43 名、第 17 次隊として遠藤充 3 等陸佐以下 43 名、第 18 次隊として徳永勝彦 3 等陸佐以下 43 名、第 19 次隊として佐藤和之 3 等陸佐以下 43 名、第 20 次隊として白川訓通 3 等陸佐以下 43 名、第 21 次隊として上野和士 3 等陸佐以下 43 名、第 22 次隊として高橋洋二 3 等陸佐以下 43 名、第 23 次隊として豊田龍二 3 等陸佐以下 43 名、第 24 次隊として小倉好文 3 等陸佐以下 43 名、第 25 次要員として湯下兼太郎 3 等陸佐以下 43 名、第 26 次要員として藤田宗徳 3 等陸佐以下 43 名、第 27 次要員として高木真一 3 等陸佐以下 43 名、第 28 次要員として小山直伸 3 等陸佐以下 43 名、第 29 次要員として佐藤慎二 3 等陸佐以下 43 名、第 30 次要員として武者利勝 3 等陸佐以下 43 名、第 31 次要員として志道桂太郎 3 等陸佐以下 43 名、第 32 次要員として野下茂助 3 等陸佐以下 43 名、第 33 次要員として南條衛 3 等陸佐以下 43 名及び第 34 次要員として萱沼文洋 3 等陸佐以下 44 名が、それぞれ約半

年間の任期で現地に派遣され、第34次要員は平成25（2013）年1月19日までに帰国した。なお、第1次隊から第24次隊までは、派遣に当たり、部隊を編成し、帰国後に当該部隊を廃止していたが、こうした部隊の編成・廃止に伴う手続の簡素化等のため、平成20年2月にゴラン高原派遣輸送隊（以下「輸送隊」という。）を編成し、第25次要員を派遣して以降は、これを廃止することなく構成要員を交代させることとした。

これらの輸送隊は、食料品等の日常生活物資等の港や空港等からの輸送、UNDOFの補給品倉庫における物資の保管、活動地域内の道路等の補修、道路等の補修に必要な重機材等の整備等の業務を実施した。

これらの輸送隊の要員は、第33次要員までは各43名のうち31名が、また、隊長を補佐する体制を強化するため増員した第34次要員は44名のうち32名が兵力引き離し地帯の西側の、また、12名が東側の国際連合の施設内に各国部隊と共に配置された。

(3) 航空自衛隊による補給の実施

航空自衛隊は、国際平和協力本部による研修を経て、平成8（1996）年5月16日以降、34回にわたり、C-130H型輸送機及びU-4型多用途支援機を本邦と両国との間で運航し、輸送隊及び司令部要員のための物資の補給を行うことにより、現地での円滑な活動を支援し、平成25（2013）年1月21日までに帰国した。

(4) 連絡調整業務の概要

関係府省庁（内閣府及び防衛省（平成19（2007）年1月8日までは防衛庁））から派遣された連絡調整要員は、我が国のUNDOFに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修

を経て、平成 8（1996）年 1 月 29 日以降、逐次業務に従事した。要員は、シリア・アラブ共和国のダマスカス及びイスラエル国のテルアビブ等に合わせて最大 6 名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と司令部要員及び輸送隊との連絡調整業務を行い、平成 25（2013）年 2 月 8 日までに帰国した。

3 撤収の経緯

我が国は、平成 8（1996）年 2 月から UNDOF の業務を現地で実施してきた。しかし、シリア・アラブ共和国においては、平成 23（2011）年 3 月以降民主化等を求めて各地で発生した反政府デモと治安部隊との衝突等による暴力が継続し、悪化の一途をたどるシリア・アラブ共和国情勢が、ゴラン高原地域にも深刻な影響を及ぼし、UNDOF の活動に支障が生じてきた。

このような状況を踏まえ、我が国としては、要員の安全確保を最優先にするとの方針の下、国際連合及び関係国との間で要員の十分な安全確保につき累次にわたり協議や情報共有を行うとともに、現地の情勢を不断に注視しつつ UNDOF において活動を行ってきた。

しかし、政府として、ゴラン高原を含むシリア・アラブ共和国の情勢、UNDOF を取り巻く状況下における我が国要員の安全確保の在り方、我が国が当時の状況において行い得る活動の内容等を総合的に検討した結果、我が国の要員の安全を確保しつつ意義のある活動を行うことが困難との認識に至り、国際連合等との調整を経て、我が国の要員を速やかに撤収させることを平成 24（2012）年 12 月 21 日に発表した。なお、一般の撤収は、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則が満たされなくなったことを理由とするものではない。

4 物資協力の実施

UNDOFへの要員の派遣に際し、我が国は、輸送隊に一定の自己完結性を持たせるべく自隊を支援する要員を加えて派遣したが、これらの要員分の生活・勤務環境整備のため、平成7（1995）年12月、国際連合からの要請に基づき、国際平和協力法に基づく物資協力として、国際連合に対しプレハブ資機材1式を無償で譲渡した。

また、平成25（2013）年1月にUNDOFから撤収する際に、我が国は、国際連合からの要請に基づき、国際平和協力法に基づく物資協力として、国際連合に対しそれまで使用してきたトラック、ドーザ等の車両を無償で譲渡した。こうした取組は、我が国の国際平和協力業務が終了した後も活動を継続するUNDOFに対する有益な貢献である。

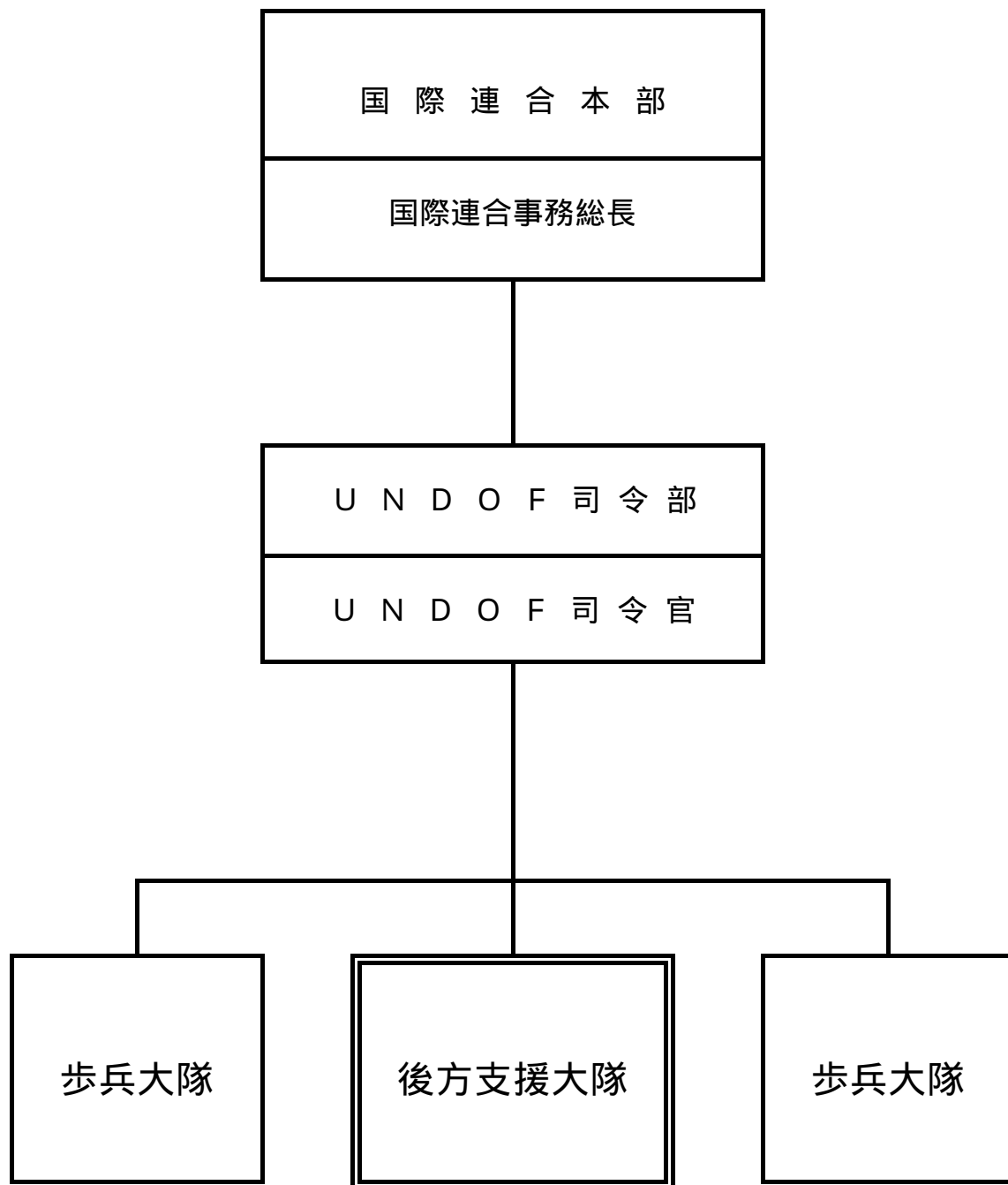
5 まとめ

我が国は、平成8（1996）年2月に現地への派遣を開始してから17年近くの活動において、延べ約1,500名の要員を派遣した。我が国の輸送活動の累計は、走行距離にして約340万km（地球を約85周）、輸送人員約7万9,500名、生活用品等約3万5,200トンであった。こうした活動を通じ、我が国が両国間の和平交渉における中心的な問題であるゴラン高原地域の平和と安定に長年にわたり貢献してきたことの意義は大きい。

約17年にわたる長期の派遣を通じ、我が国の能力を適切に発揮して、国際社会から高く評価される活動を実施するとともに、派遣された要員及び自衛隊の能力の向上にも資することとなった。政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施に活かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

(参考1)

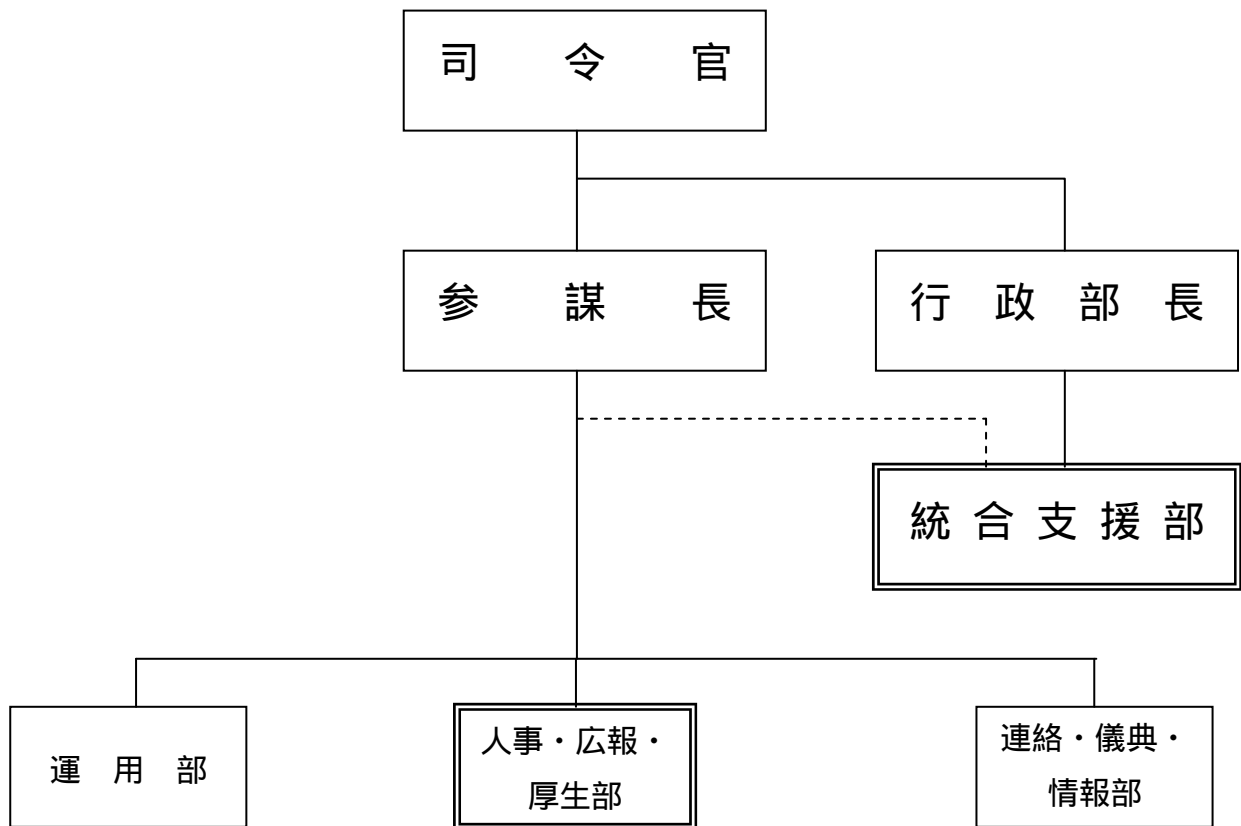
U N D O F の 概 要



注：二重線は我が国部隊が配置された部隊

(参考2)

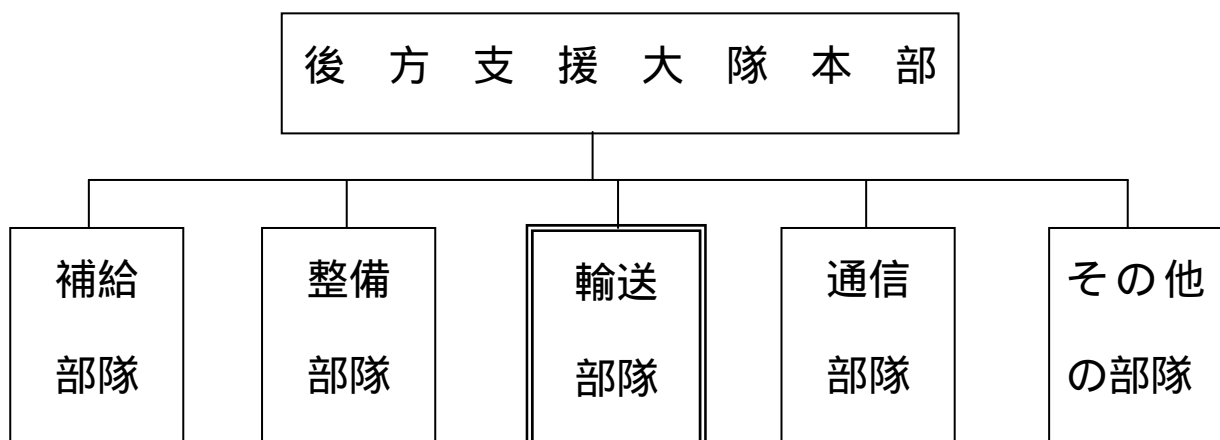
U N D O F 司 令 部 の 概 要



注：二重線は我が国要員が配置された部局

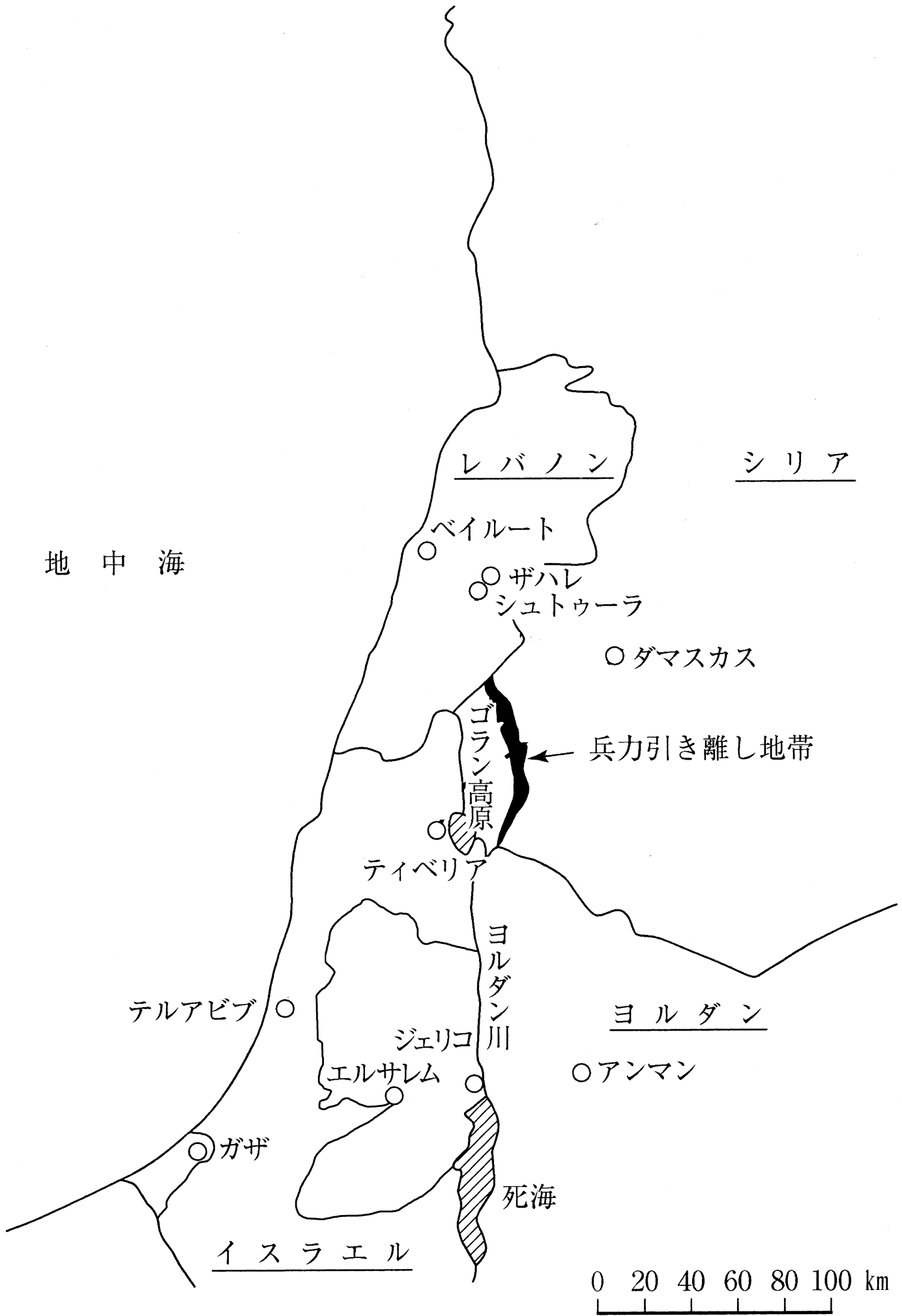
(参考3)

U N D O F 後 方 支 援 大 隊 の 概 要



注：二重線は我が国部隊

ゴラン高原周辺図



司令部要員・部隊配置図

●
ダマスカス

ヘルモン山

レバノン

キャンプ・ファウアール

司令部要員	
第1次～13次	2名
第14次～17次	3名
輸送隊	
第1次～34次	12名

ゴラン高原

イスラエル

キャンプ・ジウアニ

輸送隊	
第1次～33次	31名
第34次	32名

シリア

兵力引き離し地帯

ガリラヤ湖

●
ティベリア

0 5 10 km

ヨルダン

